

令和4年度公立学校教職員の 人事行政状況調査について

初等中等教育局初等中等教育企画課

令和5年12月22日に公表した「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の結果を紹介する。なお、文部科学省ホームページに調査結果を掲載している。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00007.htm



1

調査の趣旨

本調査は、教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、調査を実施。

※一部の項目については幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）も対象。

2

調査対象及び調査対象期間

都道府県・指定都市の計67教育委員会を対象（一部の調査については、市（指定都市を除く）区町村及び学校設置組合等の計1,747教育委員会も対象）。令和4年度の状況を中心に調査。

3

主な調査項目

- (1) 精神疾患による病気休職者等数
- (2) 懲戒処分等の状況（交通違反・交通事故、体罰・不適切指導、性犯罪・性暴力等、その他）
- (3) 女性管理職（校長、副校長及び教頭）の割合
- (4) 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況 等

4

調査結果の概要

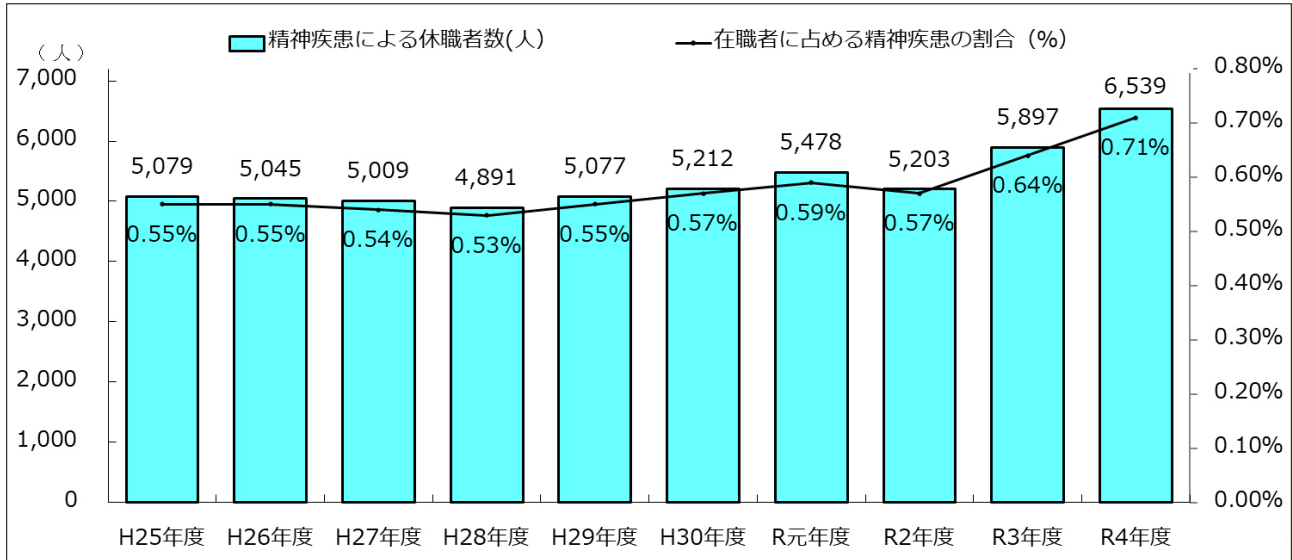
- (1) 教育職員の精神疾患による病気休職者数（令和4年度）

教育職員※の精神疾患による病気休職者数は、6,539人（全教育職員の0.71%）で、令和3年度（5,897人）

から 642 人増加し、過去最多。〈参考1〉

※公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（総計 919,987 人（令和 4 年 5 月 1 日現在））

〈参考1〉教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（平成25年度～令和4年度）



(2) 教育職員の懲戒処分等の状況（令和 4 年度）

懲戒処分等（懲戒処分及び訓告等）を受けた教育職員は、4,572 人（0.49%）で、令和3年度から 102 人減少。〈参考2〉

- ・「体罰」により懲戒処分等を受けた者は、397 人（0.04%）（令和3年度 343 人（0.04%））、「不適切指導」により懲戒処分等を受けた者は 418 人（0.04%）。（令和3年度 406 人（0.04%））
- ・「性犯罪・性暴力等」により懲戒処分等を受けた者は 242 人（0.03%）。（令和3年度 216 人（0.02%））うち、児童生徒性暴力等により懲戒処分を受けた者は 119 人（0.01%）。（令和3年度 94 人（0.01%））

※ 1() 内の割合は教育職員数に対する割合

※ 2 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の教育職員も対象に含む。

※ 3 本調査における「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメント（児童生徒性暴力等を含む。）をいう。「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第2条第3項に該当する行為をいう。

〈参考2〉教育職員の懲戒処分等の状況

（単位：人）

区分	年度	懲戒処分					訓告等	総計
		免職	停職	減給	戒告	合計		
交通違反・交通事故	4	17	33	44	68	162	2,165	2,327
	3	19	32	38	71	160	2,208	2,368
体罰	4	0	10	40	41	91	306	397
	3	1	11	37	41	90	253	343

不適切指導	4	2	11	11	18	42	376	418
	3	2	10	12	16	40	366	406
性犯罪・性暴力等	4	153 (118)	41 (1)	17 (0)	8 (0)	219 (119)	23 (0)	242 (119)
	3	119 (89)	50 (5)	21 (0)	2 (0)	192 (94)	24 (0)	216 (94)
上記以外の理由	4	35	57	66	73	231	957	1,188
	3	32	59	68	61	220	1,121	1,341
合計	4	207	152	178	208	745	3,827	4,572
	3	173	162	176	191	702	3,972	4,674

(注1) 性犯罪・性暴力等の()は、児童生徒性暴力等による件数で内数

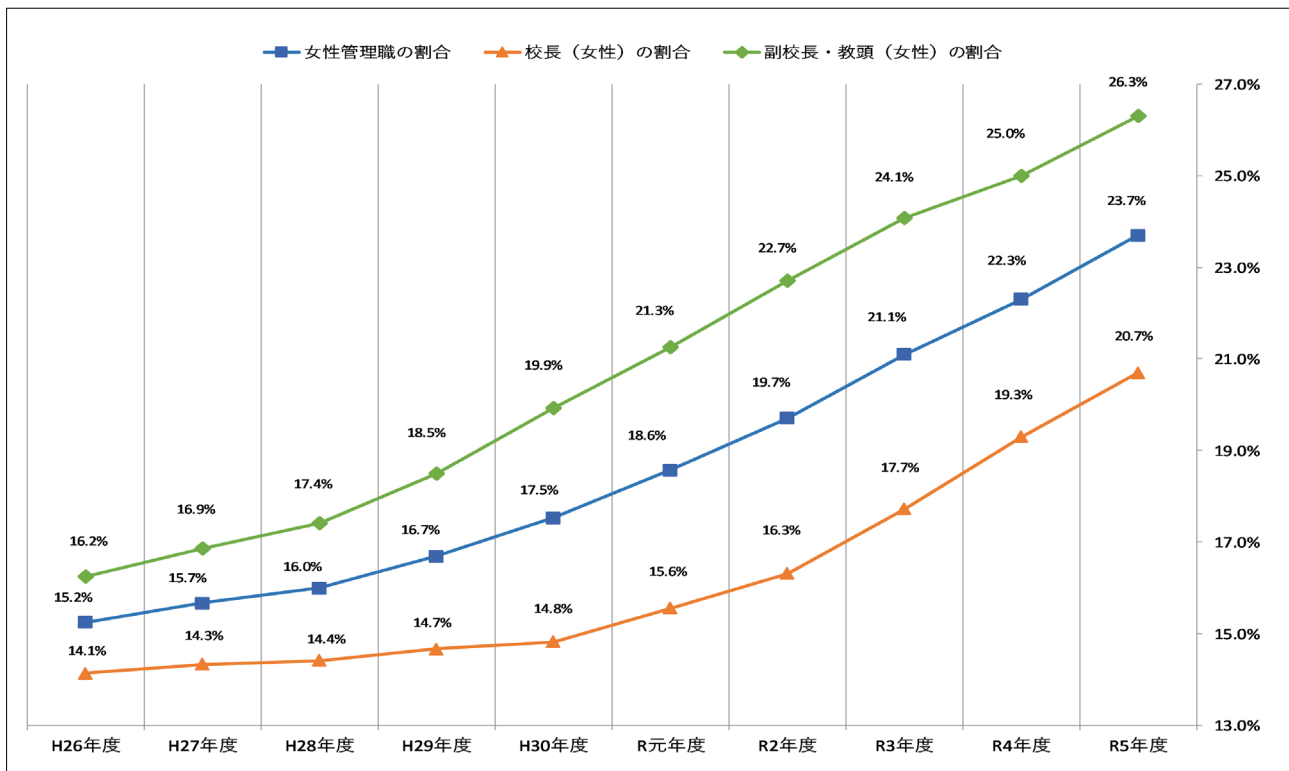
(注2) 「不適切指導」とは、児童生徒等への不適切な指導等(例: 暴言・罵倒、生徒と飲酒等)

(3) 女性管理職(校長、副校長及び教頭)の割合(令和5年4月1日現在)

女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は15,914人で、令和4年4月1日現在から811人増加。

女性管理職の割合は23.7%で、過去最高の割合。校長の割合、副校長・教頭の割合ともに、第5次男女共同参画基本計画(令和3年度から令和7年度まで)における数値目標を達成。(それぞれ20%、25%)

〈参考3〉職種別の女性管理職の人数と割合(平成26年度～令和5年度)



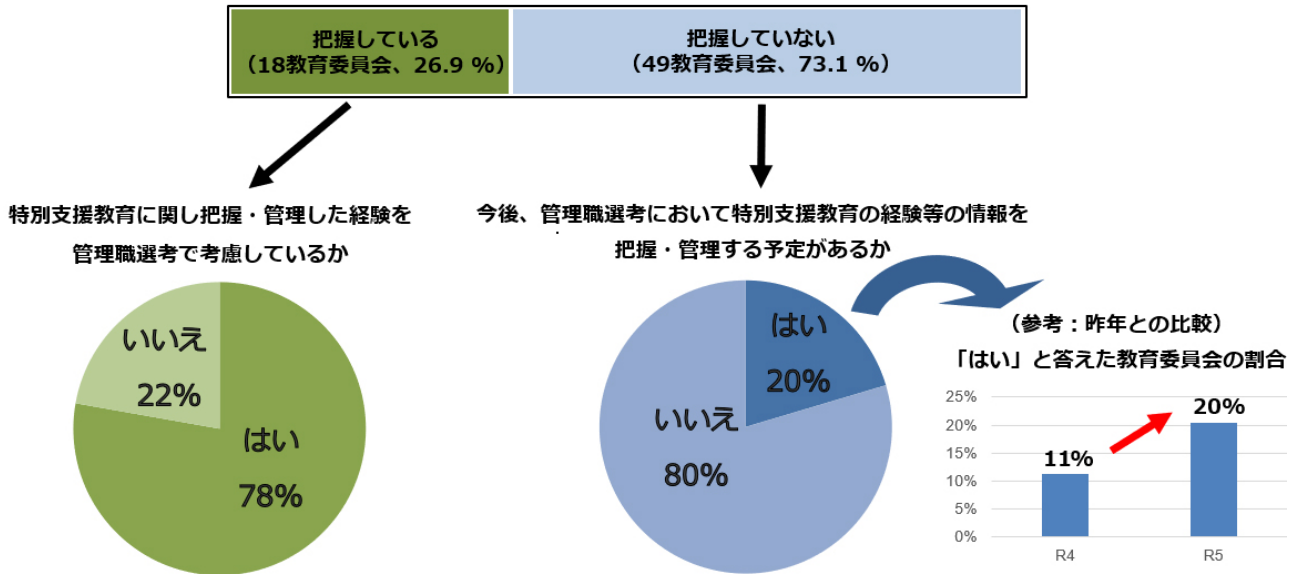
(4) 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況(令和5年4月1日現在)

管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会の数は18で、全体の約3割。うち、把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約8割。

管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会の数は49で、全体の約7割。うち、今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約2割。

〈参考4〉管理職選考において、特別支援教育の経験等(※)の情報を把握・管理している教育委員会の割合

※特別支援教育の経験等：特別支援学級担任、特別支援学級の教科担任、通級による指導の担当、特別支援学校における指導、特別支援教育コーディネーターの経験



調査結果を踏まえた今後の対応

(1) 精神疾患による病気休職者等数 関係

- ・ 教員のメンタルヘルス対策におけるラインケア等の好事例の創出・横展開
- ・ 労働安全衛生管理体制の整備・充実
- ・ 客観的な在校等時間管理及び時間外在校等時間の縮減等の学校における働き方改革の一層の推進をはじめとする教師を取り巻く環境整備
- ・ パワーハラスメントなどハラスメント防止措置の徹底
- ・ 過剰要求等に適切に対応するための、弁護士による法務相談体制整備や行政による学校問題解決のための支援体制構築の促進等

(2) 懲戒処分等の状況 関係

- ・ 体罰、不適切指導の根絶に向けて各教育委員会等に対する指導等の実施
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や同法に基づく基本指針等を踏まえた取組の推進
 - > 児童生徒性暴力等を行った教員について原則として懲戒免職とすること、告発を遺漏なく行うことの徹底
 - > 研修・啓発、早期発見のための定期的な調査、事案発生時の適切な調査等の推進、相談体制の充実
 - > 特定免許状失効者等データベース及び官報情報検索ツールの活用
 - > 予防的な取組の推進（執務環境の見直しによる密室状態の回避、教育指導体制の見直しによる組織的対応、児童生徒等と SNS 等での私的なやり取りを行ってはいけないことの明確化など）等

(3) 女性管理職の割合関係

- ・ 女性管理職割合の向上に係る取組の好事例の横展開 等

(4) 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況 関係

- ・ 各教育委員会が、管理職選考に資するために特別支援教育の経験について把握・管理するよう、各種会議での方針の周知徹底や、好事例の横展開などを通じた一層の取組を依頼

(5) その他

- ・ 調査結果を踏まえた人事行政を適切に行う上での留意事項の通知、人事担当者を集めた研修会の実施